

令和8年度 蓮田白岡衛生組合建設工事等入札参加資格審査申請要領

1 資格審査申請対象者

(1) 対象契約

令和8年度において蓮田白岡衛生組合が締結する次の(2)に掲げる業務の契約

(2) 対象業務

- ア 建設工事 : 建設工事の請負契約
- イ 設計・調査・測量 : 建設工事に係る設計、調査及び測量業務の委託契約
- ウ 物品・その他 : 物品の納入・売買契約、機器修繕、点検業務、リースなどの契約

2 申請者の資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、申請できません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、蓮田白岡衛生組合の一般競争入札に参加させないこととされた者
- ウ 地方自治法施行令第167条の11第1項で準用する同令第167条の4第2項の規定により蓮田白岡衛生組合の指名競争入札に参加させないこととされた者
- エ 国税及び地方税が未納の者

(2) 建設工事について申請する場合、次のいずれかに該当する者は、申請できません。

- ア 申請する業種について、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- イ 申請する業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(申請日現在において有効なもの)を受けていない者
- ウ 社会保険等に加入していない者

※社会保険等とは、「健康保険、厚生年金保険、雇用保険」の3保険のことです。

(ア) 社会保険等の加入状況に係る確認方法

社会保険等の加入状況は「経営事項審査の総合評定値通知書の写し」の「その他の審査事項(社会性等)」欄で確認します。

- a 全ての社会保険等の加入状況が「有」又は「除外」の場合
⇒ 「社会保険等に加入している」とします。
- b いずれかの社会保険等の加入状況が「無」となっている場合
⇒ 「社会保険等に未加入」とします。

(イ) 経営事項審査申請後に社会保険等に加入した場合

上記(ア) bに該当する者であっても、次のaからcに掲げる資料を提出した場合は、「社会保険等に加入している」とします。

a 健康保険(領収書の写しは、最新のものに限り)

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し
健康保険組合	健康保険組合発行の保険料領収書の写し
建設業関係の国民健康保険組合	なし(※欄外参照)

※ 年金事務所で健康保険被保険者適用除外承認を受けて建設業関係の国民健康保険組合に加入している場合、健康保険は適用除外となります。この場合は、年金事務所発行の「厚生年金保険料の領収書」で健康保険料が0円になっていることを確認します。

b 厚生年金保険（領収書の写しは、最新のものに限り）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し

※ 上記 a b について

健康保険及び厚生年金保険の加入先が両方とも年金事務所の場合、領収書はひとつなので1部提出してください。

加入直後で領収書が未到達の場合は、次の（a）又は（b）を提出してください。

（a）「被保険者標準報酬決定通知書」の写し（直近のものに限る）

（b）「適用通知書」の写し

c 雇用保険（領収書の写しは、最新のものに限り）

納付方法	確認資料
ハローワークに直接申告納付	労働（雇用）保険の保険料申告書の写し と 領収書の写し
労働保険事務組合に委託している場合	事務組合発行の保険料納入通知書の写し と 領収書の写し

※ 上記の確認資料が用意できない場合は、組合発行の加入証明書等を提出してください。

※ 加入直後で確認資料が未到達等の場合は、次の（a）から（c）のいずれかを提出してください。

（a）「雇用保険加入済確認願」の原本

（b）「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し

（c）「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写し

（3）「設計・調査・測量」の測量業務については、測量法第55条第1項の規定による登録（測量業者登録）を受けていない者は、申請できません。

（4）「設計・調査・測量」の建築関連コンサルタント業務については、建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録を受けていない者は、申請できません。

3 申請の手引・様式等の配布

（1）配布期間

令和7年11月4日（火）から令和8年1月30日（金）まで

（2）配布方法

ア 組合ホームページからダウンロード

<https://www.hs-eiseikumiai.org>

イ 蓮田白岡衛生組合 庶務課 契約検査担当 窓口で配布

※組合窓口で資料の受け取りを希望される場合は、事前に連絡したうえでお越しください。

4 申請受付期間

（1）受付期間

令和8年1月5日（月）から令和8年1月30日（金）まで

（2）提出先

〒349-0204 埼玉県白岡市篠津1279-5

蓮田白岡衛生組合 庶務課 契約検査担当 宛て

5 資格の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

6 審査基準日

(1) 建設工事の請負に係る資格審査基準日

申請日現在、有効な経営事項審査の総合評定値通知書（「結果通知書」）の審査基準日を指します。通知書が複数ある場合は、直近のものの審査基準日を指します。（総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。）

(2) 建設工事の請負以外に係る資格審査基準日

申請時直近の決算日（決算手続きが終了している日付のもの）を指します。

7 審査結果

審査結果は一般に公開します。令和8年4月1日以降に庶務課窓口で閲覧できます。

8 受付・提出方法

(1) 申請書の提出については、**郵送**してください。（**信書を送ることが可能な方法に限り**ます。）

令和8年1月30日（金）の消印日までを有効とします。

※メール便及び宅配便は信書を送ることができないため不可とします。

(2) 申請業種ごとの**提出書類一覧表の番号順に指定の色の紙ファイルに綴じ、表紙と背表紙に商号又は名称を記入**し、**返送用のはがき※を同封**して提出してください。

(3) 申請者には、提出書類確認後、受付はがきに受領印を押して返送します。

(4) 提出書類に不足及び記入誤り（漏れ）等があった場合は、FAXでその内容を記入して送付します。

(5) 不足等により再提出していただく書類は、**FAX到着後、1週間以内に再度郵送**してください。

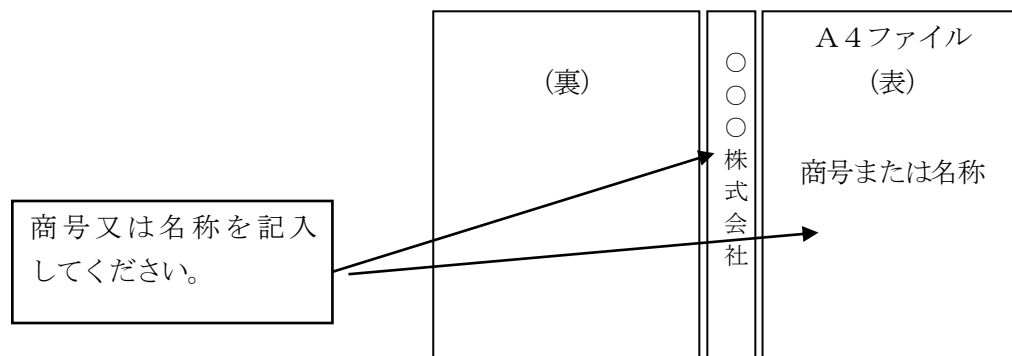
※受付はがきには、必ず返信先の住所・宛先及び受領確認印の欄等をご記入のうえ同封してください。

詳しい記入方法については、5ページの「11 官製はがきの記入方法」を参照してください。

複数の申請を行う場合、返信用はがきは1枚のみ同封して提出してください。

9 提出書類の様式

提出書類の様式は、**全て組合独自様式（A4版）**となります。なお、書類の作成は**A4紙ファイル（建設工事はピンク色、設計・調査・測量は黄色、物品・その他は緑色）**に**申請・提出書類を別紙の申請・添付書類一覧の番号順に綴じて**ください。また、**表紙と背表紙に商号又は名称を記入**してください。



10 注意とお願い

(1) 施設等の維持管理保守点検に関する業務は、『**物品・その他**』の**資格申請**になります。

(2) 構成市（蓮田市・白岡市）の入札参加資格審査に申請しても**組合の名簿には登録されません**。

1 1 官製はがきの記入方法

- (1) 官製はがきの表面 に返信先の住所・宛名を記入してください。(申請担当者に届くようにしてください。)
- (2) 官製はがきの裏面上部 に「令和8年度蓮田白岡衛生組合入札参加資格申請受付票」と記入してください。
- (3) 官製はがきの裏面中央 に「受領印確認欄」を記入してください。
- (4) 官製はがきの裏面下部 に「受付番号」と記入してください。

官製はがき（表面）



郵便はがき
〒□□□□□□

埼玉県白岡市篠津○○○○
株式会社○○○○
担当○○○行

□□□□□□

官製はがき（裏面）

令和8年度
蓮田白岡衛生組合
入札参加資格申請受付票

受領印確認欄

受付番	建設工事	
	設計・調査・測量	
	物品・その他	

官製はがきは、申請担当者に届くように記入してください。

1 2 申請書提出後の留意事項

(1) 申請書類が受け付けられた場合

申請書を提出した後、書類に不備等がなければ、申請書を受けてから概ね1ヶ月以内に返信はがきを送付します。

返信されたはがきは、申請書が受理されたことを証する書類ですので、大切に保管してください。

(2) 申請書類に不備がある場合

提出された申請書類に不備等がある場合には、原則としてFAXにより、その内容を記入して送付しますので、記載内容に従って、不足書類等の提出や申請内容の訂正を行ってください。

なお、不足等により再提出していただく書類等は、FAX到着後、1週間以内に再度郵送してください。